平成２５年（フ）第１１２４号
埼玉県川口市並木３丁目３番９―503号　第３マサキビル、破産手続開始決定時の住所埼玉県川口市並木３丁目30番17号　橘マンション206号
破産者　安藤　勝則
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３４号
埼玉県桶川市朝日２丁目24番３号　イズミハイツ202号
破産者　鈴木　　悟
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６０号
さいたま市桜区大字神田567番地５、前住所埼玉県戸田市大字新曽1493番地の１
破産者　竹本　慎介
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２３号
さいたま市見沼区大字東新井740番地５、旧住所さいたま市大宮区北袋町２丁目491番地センチュリー渋谷102
破産者　鈴木　亮一
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４４８号
神奈川県伊勢原市笠窪335番地の１　ベルニーナ壱番館105号、前住所神奈川県秦野市今泉255番地の18
破産者　柳田　昭平
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第２１号
石川県七尾市田鶴浜町３部51番地15　七尾市営馬場住宅Ｋ棟２号
破産者　柿島　　始
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第２７号
石川県七尾市藤橋町戌部28番地１　コーポ吉村202号
破産者　岩澤　忠紀
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第１１５号
長野市若里２丁目13番25号
破産者　中山大吾郎
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
滋賀県東近江市林町771番地、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字八町699番地
破産者　室谷　悦子（旧姓夏原）
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第５５６０号
大阪市中央区日本橋２丁目10―７　ＢＭランド205、住民票上の住所大阪市浪速区難波中２丁目３番20号
破産者　原　　康司
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６６０１号
大阪市平野区平野北２丁目４番３―103号、開始決定時の住所大阪市平野区加美東４丁目16番４―1104号
破産者　橋本　康男
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４２１号
大阪市西成区千本北１丁目３番６号、開始決定時の住所大阪市西成区千本南１丁目４番17号
破産者　吉田　智昭
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８０６号
大阪市北区与力町２番16―1206号
破産者　渡部　悦兒
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０５６号
大阪市淀川区三津屋北１丁目19番15号　福島ハイツ201号、開始決定時の住所大阪市淀川区三津屋中２丁目10番１号
破産者　平野淑子こと　申　　鎮淑
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８３号
大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目14番14―1204号
破産者　湯山鉄工所こと　湯山　隆司
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４４４号
大阪府守口市南寺方東通２丁目９番13号、前住所大阪府枚方市長尾元町７丁目12番２号
破産者　林電工こと　林　　明裕
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５９５号
大阪市住吉区我孫子東１丁目10番12号　ラフォーレ我孫子筋602号
破産者　山口　大介
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４６４号
大阪市北区本庄東２丁目４番２―1042号、開始決定時の住所大阪市住之江区南港北１丁目25番10―1205号
破産者　出野　康一
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部